

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

我が国が、国際社会の一員として発展を続けるためには、種々の面において国際協調を進めていくことが強く望まれており、厚生行政の各分野においても、国際機関を通じ、あるいは国家間の交流により国際協力が進められている。

すなわち、国際検疫や麻薬取締りのように国際的な連携をまっしてはじめて効果の上がる行政分野はもとより、食品、医薬品の安全性確保、環境衛生などの向上などの分野においても情報交換、国際的基準の設定等の国際交流が行われるようになってきており、成果が生まれている。更に、社会保障や社会福祉の分野においても、国際的な交流や協力が求められるようになってきている。

他方、開発途上国の開発についても、我が国が果たすべき役割は増大しており、特に社会開発の大きな柱ともいべき保健福祉の分野においては厚生省の積極的な関与が期待されている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

1 国際機関

(1) 世界保健機関(WHO)

WHOは、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関で、52年5月現在、加盟国150、準加盟国2を擁している。我が国は加盟國中第3位の分担金額を拠出しており50年5月～51年5月の間執行理事国を務めた。

WHOでは、国際疫病傷害死因統計の作成、国際保健規則の施行、国際的規模の調査研究、衛生技術の国際的交流等を行うほか、開発途上国への技術協力を大規模に行っている。

我が国は26年に加盟して以来、積極的に協力を進めている。

WHO活動のうち、特に我が国と関連の深いものは次のとおりである。

ア 伝染病予防と国際検疫体制の整備

WHOでは1967年以来天然痘根絶計画を推進し、その結果1967年において42か国であった患者常在国が1976年にはエチオピア1か国を残すのみとなった。1977年にはエチオピアに隣接するソマリア及びケニアの二か国において患者の発生をみているが、発生例は僅かであり、これらの国での根絶が終了すると、人類史上初めて人間の手により一つの疫病が地球上から駆逐されることとなる。

同計画に引き続き計画として、マラリア、ラッサ熱、オンコセルカ等熱帯病対策を推進することが1976年の総会で決議されており(WHA29・71)また、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、はしか、ポリオ及び結核に対する予防接種の拡大計画を推進することが1977年の総会で決議されている(WHA30・53)。

これら伝染病の制圧と並行して国際保健規則を定め各国の検疫業務の円滑化を図るとともに、伝染病週報を各国に送付し、各国の伝染病への初動体制の充実に効果をもたらしている。

イ 衛生統計の整備

死因、疾病分類について国際基準を設けるとともに衛生統計関係者の養成プログラムを実施している。WHO世界統計年報は各国の衛生水準をは握する上の貴重な資料となっている。

ウ 医薬品モニタリング

医薬品の副作用に起因する危害を最小限に防止するためWHOでは1968年から副作用情報を組織的に収集するための国際モニタリング制度を発足させた。我が国は47年からこの制度に参加し,WHOが各国から収集し,整理した情報の提供を受け,医薬品の安全対策に役立てている。

エ 食品規格の設定

FAO及びWHOが1962年に設立したFAO/WHO合同食品規格委員会は,健康の保護,食品取引における公正な慣行の確立を目的として国際食品規格を作成する作業を行っている。

オ セミナーの開催

各国の行政担当者の向上を目的として随時セミナーが開催されている。

1976年9月～1977年8月の間の主たるセミナーは次のとおりである。

- (ア) 麻酔学に関する補習講習会(1976年9月コペンハーゲン)
- (イ) 歯科衛生教育に関する地域研究会(1976年10月クアラルンプール)
- (ウ) 助産婦指導者訓練に関する研究会(1977年1月シドニー)
- (エ) 公衆衛生歯科に関する講習会(1977年6月シンガポール,マレーシア)
- (オ) ヘルス・プランニングの組織と方法に関する研究会(1977年5月コペンハーゲン)

カ 専門家委員会の報告

1977年1月開催の執行理事会で報告の行われた主たるものは次のとおりである。

- (ア) 栄養監視の方法論
- (イ) 放射線医学
- (ウ) オンコセルカの疫学
- (エ) 生物学的標準化(特に抗生物質の標準化)
- (オ) 食品衛生の微生物学的側面
- (カ) 食品添加物の評価

キ 第27回西太平洋地域委員会

1976年9月6日～10日マニラで開催された。討議内容は、1978年及び1979年の事業計画及び予算の検討を行ったほか、各種の技術的問題について討議を行った。

その主たる決議は次のとおりである。

- (ア) アルコールその他の中毒問題(WPR/RC27.R5)
- (イ) 環境衛生科学のための地域センターの設置の推進(WPR/RC27.R6)
- (ウ) 生物医学研究の開発及び調整におけるWHOの役割(WPR/RC27.R9)
- (エ) 児童保健プログラム特にスタッフの訓練の推進(WPR/RC27.R10)

ク 第28回西太平洋地域委員会(WPRO)

52年9月6日～12日東京で開催された。

本委員会が日本で開催されたのは、28年の第4回大会以来24年ぶりのことであり、保健マンパワーの開発、開発途上国間の技術協力等について討議された。

ケ 第30回WHO総会

1977年5月2日より3週間ジュネーブで開催され、142加盟国の代表が参加して行われ、54の決議が採択された。主たる討議内容は次のとおりである。

(ア) 1978年度の予算

1978年度予算は総額1億8,721万5,110ドルで対前年度比12.3%の増として承認された。

我が国は各国分担分の8.49%にあたる約42億6,700万円を負担することとなった(第5-1-1表参照)。これは加盟国中アメリカ、ソ連に次いで3番目の分担金額に相当している。

第5-1-1表 WHOに対する拠出金の推移

第5-1-1表 WHO に対する拠出金の推移

(単位:1,000円)

	WHO 分 担 金		WHO 任 意 拠 出 金	IARC 分 担 金
	分 担 率(%)	金 額		
1973年	4.86	1,381,819	7,023	78,308
1974	4.86	1,604,021	7,023	92,847
1975	7.00	2,486,540	7,023	100,705
1976	7.00	2,953,095	7,023	133,548
1977	7.01	3,163,284	7,023	146,389

厚生省国際課調べ

(イ) 天然痘撲滅計画

全世界的な天然痘の撲滅を一日も早く達成するため、加盟国に対し引き続きこの計画に対し財政的援助を求めるとともに、天然痘ウイルスのストックの管理、国際証明の緩和等について各国政府の協力を求めるものである(WHA30.52)

(ウ) その他主要決議は次のとおりである。

保健医学分野におけるSI単位の使用(WHA30.39)

熱帯病調査訓練特別計画(WHA30.42)

化学物質による健康影響評価(WHA30.42)

予防接種拡大計画(WHA30.53)

これらの活動のほか、我が国はWHOの附属機関である国際がん研究機関(IARC)(加盟国10か国)のメンバーとしてがんの疫学的研究に参画している。

(2) 国際労働機関(ILO)

ILOは、世界各国における労働条件の改善を目的として設立された国連専門機関であるが、労働者保護にとどまらず広くその対象を一般住民にまで広げている。社会保障の分野においても、条約・勧告の採択のほか調査活動・技術協力等を行っている。

1977年6月開催のILO総会においては、厚生行政に特に関連の深い議題として、「看護職員の雇用及び労働、生活条件」が取り上げられ、勧告により補完される条約が採択された。

なお、社会保障の運営問題を検討する場としてILO公認団体である国際社会保障協会(ISSA)があり、社会保険庁等が加盟し活動を行っている。

(3) 国際連合(UN)

ア 概況

国際連合では、経済社会理事会及びその機能委員会である人口委員会、麻薬委員会等において厚生行政と関係の深い問題が論じられることが多くなっている。

1976年秋の第31回総会において採択された厚生行政と関係の深い決議としては「国際児童年に関する決議」(1979年を国際児童年と宣言するもの)、「国際障害者年に関する決議」(1981年を国際障害者年と宣言するもの)などがある。

また、1977年の第62回経済社会理事会において我が国は人口委員会及び麻薬委員会の委員国に再任され、引き続き4年間の任期を勤めることとなった。

イ 国連人間居住会議(HABITAT)

HABITATは、1976年5月31日から6月11日までカナダのバンクーバーで開催され、「原則宣言」、「国際協力計画」、「国内行動勧告」の3つの基本文書及び5つの個別決議が採択された。

国際協力計画を実施するための事務局設置等については、1976年秋の第31回国連総会では改定を見ず、次回総会へ持ち越された。またESCAP地域での地域会議が1977年5月タイのバンコクで開催された。

ウ アジア太平洋地域経済社会委員会(ESCAP)

ESCAPは国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会であり、保健福祉に関連する分野としては、社会開発委員会及び人口委員会があり、それぞれ3年ごとに定期開催されることとなっている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

2 二国間交流

(1) アメリカ

ア 日米厚生行政交流

49年2月に発足したアメリカ保健教育福祉省(HEW)と厚生省との間の行政交流は、これまで食品衛生及び薬務行政の問題が取り上げられた。食品衛生の分野においては、食品の表示、食品添加物等の問題が、また薬務行政の分野においては、安全対策、薬効再評価等についての情報交換が行われ、引き続き実務レベルの会合が持たれている。

両者は、情報交換、科学者の交流等を行い、協力関係を発展させていくよう努力することとしており、その成果が我が国の厚生行政の向上に役立てられることが期待される。

イ 日米環境保護協定

両国の環境保護に関し協力を強化することを目的として日米環境保護協定が50年10月に締結されており、51年5月には、東京で第3回廃棄物処理委員会が、9月には第2回有害物質の処分に関する専門家会議が開催された。

また、52年6月には、東京で本協定に基づく閣僚レベルによる第12回合同企画調整委員会が開催され、環境の保護及び改善について積極的な意見の交換が行われた。

(2) 西ドイツ

西ドイツ政府とは、39年以来、社会保険に関する技術交流が進められ、人材の交流が図られており、これと併行して社会保険通算協定締結の準備も進められている。

また、49年10月には、日独科学技術協力協定が締結され、科学技術の各分野において協力が行われており、51年4月には第3回合同委員会が東京で開催され、各分野における協力状況及び協力拡大の可能性等が検討さ

れた。

厚生省は協力分野のうちの生物・医学分野及び環境保護技術分野において協力を行っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第2節 開発途上国に対する保健福祉協力

開発途上国の要請に応じて我が国が行っている保健福祉分野の協力には、厚生省が行う技術協力、外務省が行う無償経済協力、国際協力事業団による技術協力及び青年海外協力隊の派遣、WHOの研修事業に対する協力等の政府ベースによるもののほか、日本赤十字社その他民間ベースにより行われるものがある。

厚生省は、51年度において看護指導者の研修を財団法人国際看護交流協会に、結核対策に関する研修を財団法人結核予防会結核研究所に、開発途上国へ派遣される専門家に対する研修及び熱帯病の調査研究を財団法人日本熱帯医学協会にそれぞれ委託実施した。

国際協力事業団は、厚生省の協力を得て保健福祉協力の分野において51年度は、水道、廃棄物処理、結核、がん及び家族計画について10種類の集団研修及び個別研修を厚生省附属機関等を通じて実施し、また、保健福祉協力に関する調査及び援助プロジェクトを39件実施した。

WHOの実施する技術援助計画に基づき、アジア等の各国から我が国を訪れる研修生の数は51年度において43人であり、その研修は厚生省附属機関等において実施されている。また、WHOの要請により開発途上国の医療、保健の技術指導に当たる者も少なくない。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

我が国の経済、社会は石油危機発生以来、大きな転換期を迎え、高度経済成長の過程の中で表面化したエネルギー、食糧等資源問題、環境安全問題は、低成長下の現在なお深刻化、複雑化している。これに伴って、科学技術の進歩が近代文明発達の礎となる可能性だけでなく、その社会への適用に際し人間尊重の立場からの慎重な配慮が十分でない場合には、人間生活へのマイナス面を伴う事実が明らかにされている。このような問題に対処するためには、新しい視点をもって科学技術政策を展開し、国民生活の質的向上を図らねばならない。

科学技術会議は46年4月諮問第5号「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」を内閣総理大臣あて答申し、その中で1970年代における科学技術政策の展開にあたっての基本的な考え方を示すとともに、1)重要研究開発分野の研究開発の推進、2)研究開発体制の整備拡充等に関する政策の方向を明らかにした。更に、この答申に続いて51年2月「国民生活に密着した研究開発目標に関する意見」を取りまとめ、この意見の中で健康増進、安全の確保、保健医療の向上の3分野について65の研究開発項目を取り上げている。

更に、科学技術会議は、前記第5号答申以後、激しく動いた我が国の経済、社会の中で科学技術の果たすべき役割やあり方を52年5月第6号答申「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」の中で改めて示した。

この答申は、1)安定し充実した将来社会を創造するための基盤を特に科学技術の面から確保すること、2)これを達成するため基礎科学を始め研究開発等が十分な効果を発揮するよう科学技術行政のとりべき方向を示し、3)科学技術を社会の中に位置づけ、科学技術が人間のためのものであることを確認すること、また、科学技術推進のための国民的合意がこのような基礎の上に形成されるべきであること。4)科学技術を通じての国際社会の調和ある発展に寄与すること等21世紀への展望に立った科学技術のあり方について示している。また、重要な研究開発目標として保健衛生の分野に関しては、1)健康の維持、増進、2)高齢化社会への対応と社会復帰への促進、3)医療需要の増大と多様化への対応、4)高死亡率疾患等の克服に区分して22項目の課題と目標を設定している。

このように、国民福祉及び国民生活に密着した厚生行政分野における科学技術の振興、発展の必要性は、ますます高まってきている。こうした社会的要望を踏まえ、厚生省では、当面次に掲げる事項を重点研究分野として取り上げ、試験研究を推進している。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

1 人間資質の向上

- (1) 精神的,身体的能力の維持向上
 - (2) 生産活動,休養,レクリエーションの相互開運
 - (3) 生活の最適環境条件の究明
-

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

2 国民の健康生活の向上

(1) 保健医長の向上

ア 疾病,障害の治療,予防

(ア) 死亡率の高い脳卒中,がん,心臓病

(イ) 精神,神経障害

(ウ) 公害による健康障害

(エ) 難病,原因不明疾患

(オ) 老化と老人保健

イ 代替器官,新技術応用による診断治療

(ア) 人工臓器,人工血液等の開発

(イ) 新技術の応用による診断,治療法

ウ 医薬品の安全性と有効性

(ア) 新ワクチンの開発

(イ) 医薬品の安全性と有効性の確保

(2) 衣食住等家庭生活の向上

ア 食生活の向上

(ア) 国民の栄養改善

(イ) 食品の安全性の確保

イ 衣生活の向上

日常使用する衣製品の安全性,機能

ウ 住生活の向上

(ア) 日常生活用品,器具の安全性,機能

(イ) 快適な生活のための都市計画

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

3 生活環境の保全

(1) 環境汚染の防止

ア 環境汚染の防止

イ 環境因子の人,生物に及ぼす影響

ウ 廃棄物の処理

(2) 災害の防止

ア 労働災害,産業災害の防止

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

4 保健,福祉体制,社会基盤の向上

- (1) 健康管理体制
 - (2) 保健医療サービス
 - (3) 社会福祉体制
 - (4) 社会福祉サービス
 - (5) 保健福祉の標準
 - (6) 高度な情報処理及び伝達
 - (7) リハビリテーション
-

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

5 人材の養成と確保

(1) 研究企画者,研究計画者の養成確保

(2) 新技術,関連領域教育

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

厚生行政の推進のために必要な研究は、保健医療の向上に対する社会的要請の強い研究であって緊急に解決をせまられているもの、将来重大な問題となるもの等行政施策に関するものが取り上げられている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

1 附属試験研究機関における研究

附属試験研究機関では、各々の設置目的にそった経常的研究を行っているほか、試験研究機関独自の重要な課題については、特別研究を実施している。52年度は、次の9課題について特別研究を行っている。

(1) 微生物毒素等の腸内細菌叢及び免疫応答に与える影響に関する研究 1,296万円

(国立予防衛生研究所)

(2) 生体防御における細胞性免疫と非特異性因子に関する研究 1,288万円

(国立予防衛生研究所)

(3) 生活関連諸物質の微量分析新技術の開発研究 913万円

(国立衛生試験所)

(4) 製剤技術の進歩に伴う医薬品の安全性の確認に関する研究 779万円

(国立衛生試験所)

(5) 生体に影響を与える環境気流に関する研究 476万円

(国立公衆衛生院)

(6) 地域社会における精神障害の発生予防及び社会復帰に関する総合研究 499万円

(国立精神衛生研究所)

(7) 栄養性貧血の予防効果に関する研究 631万円

(国立栄養研究所)

(8) 沖縄におけるらいの予防に関する免疫学的研究 200万円

(国立多摩研究所)

(9) 日本における最近の出産力水準の地域差とその要因に関する総合的研究 297万円

(人口問題研究所)

厚生白書(昭和52年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

2 行政部局の所管する研究

行政上特に必要な研究については、各行政部局ごとに計画され、推進されている。その主なものは次のとおりである。(52年度予算額)

(1) 特定分野の調査研究

特定の分野ごとに、総合的に調査研究を推進しようとするものである。

公衆衛生局

特定疾患に関する調査研究 10億8,400万円

原爆症に関する調査研究 8,600万円

農村保健に関する調査研究 2,198万円

伝染病流行予測調査費 3,064万円

循環器疾患に関する調査研究 960万円

環境衛生局

食品の安全性に関する調査研究 3億3,000万円

家庭用品の安全性に関する調査研究 6,832万円

産業廃棄物の処理調査研究 3,200万円

医務局

がん研究 14億5,000万円

医療情報システムの開発研究 3億8,678万円

新医療技術に関する研究 4,160万円

薬務局

医薬品等の開発研究 6,000万円

既存化学物質の安全性に関する調査研究 1,004万円

医薬品の薬効に関する調査研究 845万円

児童家庭局

心身障害児の成因,予防に関する研究 6億8,000万円

(2) 治癒研究

行政上問題化している疾患として厚生省が定めた疾患についての研究で,患者の医療を通じた臨床的治療研究である。その主なものに,小児がん,小児慢性特定疾患に関する研究(24億7,152万円)及び慢性腎炎,難治性の肝炎,スモン等の特定疾患に関する治療研究(15億7,746万円)がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

3 大臣官房の所管する研究

研究課題を定め、あるいは任意に大学、民間研究機関等の研究者から広く公募して、その研究を助成するもので、次の3種類がある(52年度予算額)。

(1) 厚生科学研究補助金

社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び厚生省の所管する事務を遂行するうえで必要とみられる研究について交付するものである(5,760万円)。

(2) 医療研究助成補助金

疾病、障害の治療及び予防上の研究で国民の健康増進に寄与すると認められる研究について交付するものである(4,669万円)。

(3) 特別研究費補助金

行政上特に要請の強い重要な課題についての基礎的及び応用的研究を計画的に特別研究として実施しているものである(1億1,000万円)。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

4 原子力研究

厚生省においては、附属試験研究機関及び国立病院、療養所において、放射性同位元素を利用した研究や放射性同位元素の医療面への応用に関する研究が行われている。また、附属試験研究機関においては、環境放射能に関する調査研究が行われている。これらの研究費は、科学技術庁で一括計上され、52年度1億8,762万円が厚生省に移し替えされた。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

5 他省庁に関連する試験研究

(1) 特別研究促進調整費

各省の附属試験研究機関が協力して組織的、総合的に推進する総合研究課題あるいは緊急を要する特別な研究課題に対しては科学技術庁から研究課題ごとに特別研究促進調整費が移し替えられる。51年度において、次の課題について厚生省附属試験研究機関等が参加した。

- 1) 化学物質及び重金属の安全性評価手法に関する総合研究(国立公衆衛生院,国立衛生試験所)
- 2) 生体リズムの発現とその応用に関する総合研究(国立栄養研究所)
- 3) 沿岸魚介類の腫瘍等の発生機序に関する総合研究(国立公衆衛生院)
- 4) 人工臓器の生体適合性に関する総合研究(薬務局)
- 5) 微生物利用による都市廃水,汚泥処理の高度化に関する総合研究(国立公衆衛生院)
- 6) 未利用樹種の利用技術に関する総合研究(医務局)
- 7) 高血圧及び脳卒中の予防と生活環境因子に関する総合研究(公衆衛生局,国立栄養研究所)
- 8) 免疫及び脂質代謝機構と老化に関する総合研究(社会局,国立衛生試験所)
- 9) マイクロコンピューター制御による電動式全腕義手の開発に関する総合研究(社会局,国立身体障害センター)
- 10) 食品中の特殊成分分析方法の確立に関する総合研究(国立栄養研究所)
- 11) 重症心身障害者等の介護者の腰痛に関する総合研究(児童家庭局)
- 12) 南氷洋おきあみ資源の有効利用に関する総合研究(国立栄養研究所,国立予防衛生研究所)
- 13) 赤かび毒による造血器障害等の発生機構に関する総合研究(薬務局,国立予防衛生研究所,国立衛生試験所)

(2) 環境保全に関する研究

公害の防止,自然環境の保全その他環境保全に関する調査研究であって,緊急にまた複数の省庁の協力を要するものについては,環境保全総合調査研究促進費によって推進される。厚生省では51年度において,「有害物質に係る産業廃棄物処理の実態調査」(環境衛生局)が実施された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報処理システムの進展

第1節 情報処理システムの現状

厚生行政に課されている社会福祉,社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等を図るため,これらに関する各種の情報についての的確かつ迅速に収集するとともに,その結果を適時利活用に供しようとする情報処理システムは,近年急速な進歩を遂げている情報処理技術の高度化を背景に,行政の効率的運用を推進するための方策として逐次整備されてきているところであるが,現状におけるコンピュータの設置状況及びその処理業務の概要等については,次のとおりである。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報処理システムの進展

第1節 情報処理システムの現状

1 コンピュータの設置状況とその経費

52年度におけるコンピュータの設置状況とその経費は、第5-3-1表に示すとおりである。

第5-3-1表 コンピュータの設置状況とその経費

第5-3-1表 コンピュータの設置状況とその経費 (52年度)

設置主体	機種	セット数	経費 (単位 100万)	備考
統計情報部	ACOS-700	1	278	
社会保険庁	HITAC-8500	3	1,545	52年10月機種の一部切替
	HITAC-8450	2		
	HITAC-8400	1		
	FACOM230-45S	1		
国立がんセンター	HITAC-8350	1	120	
計		9	1,943	

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報処理システムの進展

第1節 情報処理システムの現状

2 情報処理業務の概要

(1) 大臣官房統計情報部

ア 統計調査の処理業務

人口動態調査,患者調査,国民健康調査,厚生行政基礎調査,国民生活実態調査,社会医療調査,国民栄養調査,薬事工業生産動態調査等20数種に及ぶ各種調査の処理業務を行っており,入力方法は,処理データ件数の大部分を,OMR(年間約480万件)により処理している。

イ 数理計算業務

統計調査のための標本設計,誤差の解析及び生命表の作成等の統計数理計算を行っている。

ウ 国家試験の採点処理業務

医師,歯科医師,薬剤師,保健婦,助産婦,看護婦,診療放射線技師,診療エックス線技師,臨床検査技師,建築物環境衛生管理技術者等の国家試験について,採点業務を行っている。

エ 情報検索業務

(ア) 医薬品情報検索システム

医薬品の承認審査事務の迅速化,安全対策の強化等を目的として,承認内容をコンピュータに蓄積し,必要に応じて情報検索を行うシステムである。

(イ) 医療施設基本ファイル

医療施設の分布及び整備の実態に関する最新の情報を蓄積し、それらの情報の高度利用を図り、医療行政の諸施策を進めるための資料を提供するシステムである。

(ウ) 血清情報管理システム

保存されている血清の個人情報及び保存状況等に関する各種情報を蓄積し、伝染病の免疫状況、各種疾病の流行状況及び発生状況等の情報を提供するシステムである。

(エ) 身分法の登録管理システム

医師及び歯科医師の医籍に記載されている登録事項について、ファイル化し、登録業務の改善とその効率的利用を図るため、システムの開発を進めている。

(オ) ICD自動翻訳及び自動コーディングシステム

我が国の死因分類は、世界保健機関(WHO)の定める「国際疾病傷害及び死因統計分類」(略称、国際疾病分類(International-Classification of Diseases.ICD))によっているが、54年から実施が予定されている前記分類の改正を機に死因名称の翻訳及びICDのコーディングについて自動的に処理するシステムの開発を進めている。

オ データサービス

蓄積されている各種調査のデータについて、その利活用を図るため、磁気テープにコピーを撮り都道府県からの要請に応じて提供している。

カ 給与計算業務

厚生本省内部部局に在職する職員約2,200名を対象として、給与の支給に関する計算業務を行っている。

(2) 社会保険庁

ア 厚生年金保険、国民年金及び船員保険の年金業務(被保険者資格記録の管理、年金の裁定、年金の支払)

イ 政府管掌健康保険、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の計算並びに納入告知書の作成(東京都分のみ)

ウ 諸統計資料の作成

以上が主なデータ処理業務であるが、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の年金受給者、被保険者からの照会、相談業務の迅速化、並びに年金額の改定、住所変更等の合理的な処理を図るため、受給者及び高齢被保険者についてのデータを集団磁気ディスクに蓄積しておき、ディスプレイ装置(テレビのような画面)を端末装置とする構内オンラインシステム及び地方大都市9か所に設置されている年金相談コーナーとを結ぶオンラインシステムを開発し、実施している。

(3) 国立がんセンター

ア 発がん機構の研究についての科学計算

イ 患者統計の解析,処理

ウ 患者の生存,死亡率の解析処理

エ がん患者の全国登録業務

オ 病歴情報の処理

カ 医療情報精密解析(心電図その他検査結果のデータ処理)

キ 薬品の在庫管理

以上のほか,同センターの将来のコンピュータの利用については,医学検査業務の電算化,給食栄養の管理あるいは患者の予約業務の電算化等,センター全体の管理,運営の総合的なデータ処理システム化(ホスピタル・オートメーション)を目指しており,その検討,研究を進めている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報処理システムの進展

第2節 統計情報部における情報処理システムの展開

情報処理のより一層の迅速化,高度化を推進するため,52年1月に,同時並行処理,オンライン処理が可能であるなどの処理機能を有している大型電子計算機を導入した。また,各種の統計データ及び行政情報の蓄積,整備を積極的に進めることにより,従来 of 統計処理業務中心から情報の有効利用に重点をおくこととした。今後は端末機を設置することにより,省内各部局,試験研究機関が,業務処理及び蓄積データの利活用に直接コンピュータを利用していくことが期待されている。
